

大



南会津町告示第186号

本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成18年11月6日

南会津町長 湯田 芳博



記

1 変更する字の区域

新		旧		地番
大字	小字	大字	小字	
静川	十本木	静川	沼端	甲283の3、甲283の4、甲291の2、甲291の3、甲292の4、甲293の3、甲293の4、甲294の2、甲295の3、甲295の4、甲297の3、甲297の4、甲299の3、甲320の3、甲320の4、甲321の2及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部
	黒沢原		十本木	甲594の1、甲594の3、甲595、甲596の1から甲596の4、甲597の1、甲597の2、甲605の1、甲605の2、甲606の3、甲607の1、甲608の1、甲609の2、甲610の1、甲611の1、甲613の1、甲614の1、甲614の口、甲615及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部